



2025年7月16日

各位

会社名株式会社 ウィザス
代表者名代表取締役社長 生駒 富男
(コード：東証スタンダード市場・9696)

問合せ先 常務取締役 統括支援本部長 赤川 琢志
電話番号 06-6264-4202

臨時株主総会のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年9月上旬を目途に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年7月31日（木曜日）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり本基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 2025年7月31日（木曜日）
- (2) 公告日 2025年7月16日（水曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
<https://www.with-us.co.jp/>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2025年6月9日に公表した「株式会社NSSK-J1による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社NSSK-J1（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者が2025年6月10日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により当社株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者のみとし、当社株式を非公開化するための一連の手段を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、(i) 本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（但し、公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求するとともに、本新株予約権の所有者（但し、公開買付者を除きます。）の全員に対し、その所有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求（以下、これらの請求を「株式等売渡請求」と総称します。）する予定とのことです。他方、(ii) 本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%に至らなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを当社に要請する予定とのことです。

なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

この度、当社は、上記(ii)に記載の場合には上記要請がなされる予定であることから、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる本基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会を招集・開催する場合には、その開催日程、開催場所及び付議議案の詳細等につきまして、決定次第改めてお知らせいたします。

一方、本公開買付けが成立しない場合、又は、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づく株式等売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

(注) 「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2015年6月25日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第1回株式報酬型新株予約権（行使期間は2015年7月25日から2035年7月24日まで）
- ② 2016年6月24日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第2回株式報酬型新株予約権（行使期間は2016年7月26日から2036年7月25日まで）
- ③ 2017年6月23日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第3回株式報酬型新株予約権（行使期間は2017年7月24日から2037年7月23日まで）

以上